



令和 5年 10月 30日

南陽市議会議長

殿

無会派 船山利美

令和 5年度 先進地等調査の報告について

このことについて、次により先進地等調査を実施いたしましたので、南陽市政務活動費に関する内規第4条の規定により報告いたします。

項 目	調 査 ・ 研 修 内 容
調査期日	令和 5年 10月 10日 (火) から 12日 (木) まで 2泊 3日
調査場所	○ 長崎県雲仙市議会 ○ " 島原市議会
調査目的	自主防災組織関係・その他について
調査概要	<p>雲仙市</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織機能強化について ② 定住・結婚支援について <p>島原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織強化日本一について ② 高齢者や障がい者を思いやる福祉の充実について <p>調査内容については別紙</p>
その他	

調査概要

雲仙市

(1) 自主防災組織機能強化について

雲仙市は長崎県島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、これまでも諫早豪雨、雲仙普賢岳噴火、豪雨による土砂災害など数々の自然災害に見舞われている。

地域環境から今後も想定される大規模自然災害は前線活動の活発化による大雨・豪雨、台風の常襲地域のため強風・大雨・高潮・高波、活動火山である雲仙岳が存在するため各種火山災害、その他過去においては地震・津波による大規模災害などがあり、適切に防災対策を進めていく必要性は一層高まっているとのこと。

自主防災組織の組織率を高めるため組織づくりを進めており、現在は241自治会中133の自治会が組織しており組織率は54.8%となっている。

取り組みとして

- ① 防災出前講座の実施
- ② 雲仙市防災マップの作成
- ③ 自主防災組織機能強化補助金（令和4年度創設）
- ④ 雲仙市防災訓練の実施（毎年度実施）
- ⑤ 災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
- ⑥ 防災行政無線、防災情報システムの整備

特に、自主防災組織機能強化補助金は、様々条件はあるが

- ① 自主防災組織活動活性化補助金（活動1回あたり1万円、年3回まで）
- ② 防災資機材購入補助金（1組織30万円）
- ③ 避難所開設運営費補助金（開設1回につき1万円）
- ④ 防災訓練費補助金（年1回限り2万円）
- ⑤ 防災士資格取得費補助金（1組織につき年間2名まで）

となっており、補助金を交付することにより、地域における防災力の向上並びに防災意識の高揚を図るということで危機感を持たれているように感じた。

今後の課題として

- ① 情報伝達と意識向上
土砂災害警戒区域に指定された箇所が999箇所あり、正確な伝達に努め住民の意識向上を図っていく必要がある。
- ② 地域との協力
住民の避難等について協力体制を進めていく必要がある。

③ 情報共有と連携を強化

今後もデジタル技術の活用や訓練等を重ねながら更に情報共有と連携を強化を図る必要がある。

(2) 定住・結婚支援について

全国の自治体同様に雲仙市も人口減少問題は喫緊の課題であり独自の取り組みを行っている。

充実した支援や地域の魅力があっても、それを知られていなかったら移住・定住につながらない！ということで独自の支援策に取り組んでいる。

◇ 若者UIターン家賃補助金

単数世帯 1. 5万円/月

複数世帯 2. 5万円/月

◇ 奨学資金償還補助金

大学生 6. 0万円/月 (10年間)

専門学校 4. 5万円/月 (10年間)

高校 3. 6万円/月 (10年間)

◇ 結婚・定住支援金 (自治会に加入することが条件)

結婚した夫婦に40万円を交付

子ども出生に対し1人当たり20万円を交付

◇ すこやか子育て支援事業及び副食費助成事業

第二子以降の保育料を無償 (第一子の年齢に関係なく)

3歳以上の食材料費を完全無償

以上のような独自支援策を行っている。

結婚応援事業 (出会い・恋愛) として

① 「お見合いシステム」登録促進補助金

② グループ交流促進事業

③ 婚活イベントの支援 (上限10万円)

④ カップル応援事業

更に、結婚新生活支援補助金として新たに婚姻をした夫婦に対し、住宅の購入日、住居の家賃、引越費用等の支援として29歳以下60万円、39歳以下30万円を補助している。

行政として「定住・結婚支援」に手厚い助成をし、その効果については「一定の効果があったと認識している」としており、その一方で新築住宅取得補助金、中古住宅購入補助金、空き家バンク制度に関する支援事業は効果的ではないと考えており、その辺については考えさせられるものがあつた。

島原市

(1) 日本一の自主防災組織作りについて

島原市の自主防災会は噴火災害後、平成4年度に全ての町内会で組織され組織率100%となった。全国それぞれの地域と同様に各町内会・自治会を単位として組織されている。しかし、以前は町内会長・自治会長が自主防災会長（任期1～2年）だったが、組織強化の取組みとして防災専任の会長（任期3年 再任は妨げない）が就任しており、224の自主防災会の内112が専任の会長となっている。

やはりあて職の町内会長・自治会長は任期も短く、いざ有事の際には円滑に機能するのか不安なところもあり、専任の会長が指揮することで安心感も生まれてくるのではないかと思う。

◇ 自主防災組織活動補助金（令和2年4月～）

防災資機材の整備や防災意識の高揚等の活動に対して1自主防災会当たり上限額5万円の補助金を交付。

◇ 地域防災マップづくり

ハザードマップとは別に防災の拠点となる施設などを地図に書き込み、話し合いながら災害時の対応を考える（いどばた会議）。作成作業、印刷、配布に対する経費は市が負担。

◇ コミュニティ助成事業（自治総合センターが行う助成事業）

再編設立した自主防災会毎にコミュニティ助成事業を申請し、訓練活動の際に必要な機材等を購入し有事の際に備えている。（地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に助成金30万円から100万円助成）

自主防災組織活動にきめ細かい支援（必要な事業に補助金や助成金を交付）することによって防災意識の高揚を図ることは活動の活性化につながっているように感じた。

(2) 高齢者や障がい者を思いやる福祉の充実について

島原市では安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、平成28年度から高齢者や障がい者など支援を必要とする人の名簿を作成し、その情報を町内会・自治会、民生委員や消防団などと共有して平常時の見守り活動や災害時における安否確認、避難支援をしていく活動を行っている。（名簿は、登録者本人の同意を得た上で作成し、地域の支援者に提供している）

◇ 名簿登録対象者

- ① 75歳以上の人
 - ② 要介護3以上の人
 - ③ 障害者手帳を有する人
 - ・障害者手帳（第一種1級、第一種2級）
 - ・療育手帳（A1、A2）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
- 施設や病院に長期入所・入院している人は対象外

名簿登録対象者に対し、民生委員児童委員、消防団、町内会・自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センターの方々が見守り、声掛け、安否確認、避難支援などを行うというもので、取り組みは大変評価できるものであるが責任の所在が少し分かりにくい部分もあった。